

令和 6 年度事業報告

I はじめに

能登半島地震発生から 1 年 5 か月が経ちました。インフラの復旧、仮設住宅の整備は進んでいるようであるが、いまだに多くの避難者がおられます。中部ブロックの一員として岐阜県司法書士会から巡回相談へ相談員を派遣しました。被災者の皆様が一日も早く平穏な生活を取り戻すことを願ってやみません。

令和 5 年 5 月に「新型コロナウイルス感染症」が 5 類に分類され 2 年が経ちました。生活はほぼ日常に戻りましたが、コロナ過における Zoom を利用した研修や会議、電話や Web での相談は令和 6 年度においても実施いたしました。研修受講機会の確保、相談アクセスの充実等良い面もあるが、会員間の交流が減少し帰属意識の低下が懸念されるところであります。また、研修単位の取得状況は相変わらず低調であり、今後課題を残しています。

令和 6 年 4 月 1 日に民法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 24 号）が施行され相続登記の申請が義務化されました。司法書士業界において大きな改正といえます。背景は「空き家」「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や民間取引・公共事業の阻害が生ずるなど、社会問題化したことだといわれております。令和 6 年度は、「空き家」「所有者不明土地」問題に対応するためには、登記申請業務だけではなく総合的な相続の専門家集団となる必要があると捉え、民法・不動産登記法の改正について会員への情報提供、研修事業、財産管理人名簿作成、地方自治体へ委員の推薦を行いました。また、上記問題への対応のため、相続に関する相談事業、広報活動を行いました。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律（令和元年法律第 29 号）が令和元年 8 月 1 日に施行され、「国民の権利を擁護し自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」が司法書士の使命とされました。この使命規定が司法書士法に定められた背景は、①簡易裁判所における訴訟代理や成年後見・財産管理業務への司法書士の関与が大幅に増加したこと ②空き家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画していることとあります。令和 6 年度における事業執行は、使命を自覚し体现したものであると考えています。

総括は以上であり、各重点事業に関する報告は以下のとおりです。

II 事業目標を達成するための重点項目

令和 6 年度は、次の 5 つの重点項目に基づいて各種の重点事業に取り組んだ。

- 1 登記申請業務だけではなく総合的な相続の専門家集団となるための対応
- 2 研修会への参加の徹底
- 3 相談事業の見直しと充実化

- 4 持続可能な組織及び会館運営への改革
- 5 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

Ⅲ 重点事業

1 登記申請業務だけではなく総合的な相続の専門家集団となるための対応

- (1) 相続登記義務化への対応
 - ・法務局主催「「相続・遺言・税」に関する講演会」に講師及び相談員を派遣した。
 - ・郡上市、海津市、高山市、各務原市、多治見市、関市、可児市等の相談会に講師を派遣した。
 - ・新聞、HP等を通じて市民に対する広報活動を行った。
- (2) 新たな財産管理人制度に対する対応
 - ・岐阜地方裁判所からの管理人候補依頼に対し、会員2名を推薦した。
 - ・所有者不明土地管理人の推薦をした。
- (3) 地方自治体、法務局及び関連機関との連携
 - ・地方自治体及び法務局からの依頼に応じて相談員を派遣した。
 - ・地方自治体における各種委員会、協議会への委員推薦に対応した。

2 研修会への参加の徹底

- (1) 研修受講機会の確保とその実施
 - ・司法書士会主催及び支部との共催にて6回の研修会を開催した。
 - ・集合形式4回、Web配信1回、併用1回、欠席者用Web配信4回と開催方法を検討し受講機会の確保に努めた。
 - ・日司連研修、ブロック研修の情報提供を行った。

3 相談事業の見直しと充実化

- (1) 司法書士総合相談センター及び相続登記相談センターの活用方法の検討とその運用
 - ・司法書士総合相談センターの予約受付を10月より電話からWebへ変更した。
 - ・「相続登記相談センター」の相談方法をスマートフォンへの転送に変更し、相続専用ダイヤルによる電話相談事業を第2日曜日に実施した。
 - ・相談センター長会議を開催し情報交換をした。

4 持続可能な組織及び会館運営への改革

- (1) 司法書士会館の在り方についての検討
 - ・「会館建設検討PT」を開催し会館の在り方を検討し、構造体の耐用年数評価を実施した。
- (2) 組織改革の検討
 - ・持続可能な組織運営のための財務状況の検討を行った。

(3) 研修会及び会議等体制の検討

- ・集合形式、Web 配信、併用、欠席者用 Web 配信を行い12単位取得会員の増加を図った。
- ・効率的な会議の運営を図るため、一部 Zoom による会議の運営を行った。

5 時事の変化に伴う司法書士業務への対応

(1) 裁判手続の IT 化をはじめとした IT、DX などのデジタル化に対応する事業への対応

- ・日司連「民事裁判 IT 化対応委員会」に参加した。
- ・裁判の IT 化に関する研修会等の情報を会員に提供した。

(2) 不動産登記法の改正への対応

- ・会員に対して適宜情報を提供した。

(3) 商業・法人登記法の改正への対応

- ・会員に対して適宜情報を提供した。

Ⅲ 継続事業

1 市民への法的サービスの提供事業

(1) 法教育活動の充実

- ・高校生を対象とした、いわゆる「学校へ行こう」事業を継続し、県下11校において講座を実施した。
- ・岐阜県と連携して法律の専門家による消費生活出前講座を県下14校において実施した。

2 司法書士業務を充実する事業

(1) 財産管理業務等への取組みの強化

- ・財産管理人制度推進委員会において財産管理人被推薦者名簿登載希望者の追加募集をし、財産管理人名簿の作成・管理、財産管理制度の周知広報、有効活用について検討した。

(2) 成年後見制度利用促進計画への対応

- ・（公社）成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部と協力し、成年後見制度利用促進協議会等へ市町からの推薦依頼に対し会員を推薦した。

3 権利擁護事業

(1) ギャンブル・薬物等依存症の問題と新たな多重債務問題への対応

- ・岐阜県の多重債務無料相談へ相談員を派遣した。
- ・岐阜県依存症地域支援連携会議に出席した。
- ・岐阜県自殺対策協議会等に参加し情報交換、情報提供の機会を設けた。
- ・岐阜市保健所とゲートキーパーへの取組について情報交換をした。